

審議会等の会議結果報告

1 会議名	平成24年度第1回津市農業共済損害評価会
2 開催日時	平成24年5月16日(水)午前9時30分から午前11時30分まで
3 開催場所	津市美里社会福祉センター ホール
4 出席した者の氏名	(損害評価会委員) 倉田茂雄会長、花井美博委員、佐藤源七委員、木下榮雄委員、伊藤敏一委員、横井俊彦委員、佐野義則委員、川北重美委員、辻本克美委員、佐脇正敏委員、赤塚久典委員、後藤治委員、樋廻俊和委員、太田憲昭委員、小粥文夫委員、澤田源一委員、杉谷正美委員、安部定朗委員、中山忠男委員、伊藤一夫委員、玉野廣昭委員、服部勝委員、米増武士委員、萩野忠司委員、藤田清志委員、小林庄一委員、小林希久委員、脇谷登委員、天花寺公一委員、池田昌司委員、竹田一美委員、藪内次央委員、家垣有委員、宮本政春委員、池山勝委員、稲垣典久委員、稲葉幹夫委員、轟万明委員、池田五六委員、久世義光委員、小瀬古甚一委員、印南昌彦委員、後藤榮委員、長谷川誠一委員 (事務局) 室長 朝日伸治、担当副主幹 赤羽美保、主査 谷口弘明、後藤啓太、中瀬真弘、千原正大
5 内 容	1 津市農業共済損害評価会各部会長の選任について 2 平成23年度事業実績について 3 平成24年度事業予定量について 4 平成24年産麦損害評価の実施及び現地確認について 5 その他
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0名
8 担 当	農林水産部農業共済室 担当 赤羽美保 電話番号 059-279-8210

議事内容

事務局； 定刻となりましたので、平成24年度第1回津市農業共済損害評価会を開会いたします。

私は進行を務めさせていただきます津市農業共済室の赤

羽でございます。よろしく申し上げます。

開会に先立ちまして、農業共済室長 朝日より御挨拶を申し上げます。

朝日室長； おはようございます。本日は、公私ともご多忙の中、津市農業共済損害評会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。

委員の皆様には、地域のリーダーとして、市政の運営、とりわけ本市の農業共済事業の推進に格別の御理解と御協力を賜っておりますことを、この場をお借りいたしまして厚くお礼申し上げます。

私は、4月の人事異動において、津市農業共済室長を拝命いたしました朝日と申します。よろしくお願い申し上げます。

私のほかに、この4月の人事異動で、今進行役を行っております赤羽と中瀬が赴任いたしましたので、ご紹介させていただきます。

さて本年は、3年に1度の委員さんの改選があり、新たに委員になられた方も多く、この4月においても9名の方があらたに就任され、約4割の方が新任の委員さんでございます。

本来は改選時の1月に各部会長の選任も行う予定でしたが、新旧交代が大きく、今回お揃いになりましたので、よろしくお願いいたします。

また、本日は、平成23年度の事業実績の報告と平成24年度産の麦の損害評価の現地確認を行いますので、よろしく願いいたします。

事務局； それでは、会議を開催いたします前に、当損害評価会委員に異動がございましたので、御報告申し上げます。

津(白塚)地域で、橋本増雄様の後任として横井俊彦様が、津(安東)地域で、田太田義政様の後任として佐野義則様が、津(大里)地域で、草深三郎様の後任として佐脇正敏様が、白山(家城)地域で、岩崎泉様の後任として天花寺公一様が、白山(川口)地域で、藤岡正志様の後任として池田昌司様が、一志(高岡)地域で、長江幸安様の後任として稲垣典久様が、久居(桃園)地域で、小寺光敏様の後任として杉山豊久様が、久居(榊原)地域で、前川武夫様の後任として

小瀬古甚一様が、香良洲地域で、後藤勝様の後任として後藤榮様が、それぞれ御就任をいただきましたので、御報告申し上げます。

本日の会議の出席者は、52名中、43名で過半数を上回っておりますことから、本会議が成立していることを御報告申し上げます。

なお、本損害評価会の議事内容は議事録を作成し、津市情報公開条例に基づき津市のホームページにおいて公開いたしますので御了承をいただきたいと思います。

それでは、津市農業共済条例165条第3項に基づき、これより会議の進行を議長である倉田会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

倉田会長； 皆様、おはようございます。今日は、御多忙の中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

近年、猛暑、豪雨、豪雪、落雷など、日本各地で異常気象現象が起こっています。先日の関東地方で発生した竜巻による被害は甚大なものとなりました。いつ降りかかるともしれない自然災害を目にし、あらためて農業共済制度の重要性を感じるころです。

さて市内の水稻の作付け状況であります。田植えは、連休をピークとしまして、一志と美杉の一部地域を除き、ほぼ終了したようであります。苗も例年なみに生育しているのではないかと考えております。

管内の麦につきましては、一部地域で土壌湿潤害・獣害等が発生しているようです。また最近の天候不順で穂の成長に影響が出ていないか、心配なところでございます。今後天候が安定し、収量減に及びませんよう、望んでおります。

さて、今日は、平成24年度の第1回損害評価会を開催させていただくものであります。例年どおり6月から7月にかけて収穫されます麦の損害評価を中心に議事を進めてまいりたいと考えております。会議がスムーズに運びますよう、皆様の御協力等お願いをしまして、簡単ですが挨拶とさせていただきます。

それでは、会議を始めます。まず始めに、本日の会議の議事録署名人を指名させていただきます。安濃地域の伊藤一夫委員、白山地域の家垣有委員、よろしく申し上げます。

それでは、事項の2、議事でございます。まず始めに（1）の津市農業共済損害評価会各部長の選任について、事務局から説明をお願いします。

赤羽副主幹； はい、津市農業共済損害評価会の各部会長の選任について、御説明いたします。

去る1月27日開催の平成23年度第5回津市農業共済損害評価会において会長、副会長を選任いただいた際に、お話をさせていただきました、本損害評価会の各部会長の選任の件でございます。皆様ご存じのとおり、本損害評価会には、農作物部会・園芸施設部会・家畜部会・畑作物部会の4部会があり、それぞれ部会長を選任させていただいております。

お手元に配布いたしました委員名簿の下に、津市農業共済損害評価会部会名簿（H24.5.1 現在）をつけましたので、ご覧いただきたいと思っております。この部会名簿は、各地域の偏りを避けた形で各部会の委員さんを割り振りさせていただいているものであり、委員さんが交代された場合には、属していただく部会に変更せずに新しい委員さんに割り振らせていただいております。農作物部会の部会長は、損害評価会会長が兼任することとなっており、残る3部会の部会長の選任について、本日提案をさせていただくものでございます。

この部会の部会長の選任につきましては、従前より各地域の輪番でお願いしております。平成23年度までは、園芸施設の部会長は久居地域、家畜の部会長は美杉地域、畑作物の部会長は安濃地域で、それぞれお引き受けいただいております。それ以前の経緯も勘案いたしまして、平成24年度から向こう3か年につきましては、園芸施設部会は河芸地域で、家畜部会は一志地域で、畑作物部会は芸濃地域で、それぞれ部会長をお引き受けいただきたいと考えております。

ただ今申し上げました地域で申しますと、園芸施設部会には、河芸地域では後藤治様、家畜部会には、一志地域では上川

洋文様、畑作物部会には、芸濃地域では澤田源一様が所属しておられますので、こちらの3名の方にそれぞれ部会長をお願いできればと存じます。

倉田会長； 事務局より各部会長の選任について、ただいま説明がありました。事務局案に対して何か御質問などはございますか。

委員； 委員が各部会に振り分けられていますが、部会の会議は今までにありましたか？指名されているだけで、何もないですよ。

倉田会長； 津市では何もしていません。国の指示により部会を作り、部会員を指定させていただいているわけです。事務局の代わりに説明しました。よろしいでしょうか。他に質問はございませんでしょうか。

他にないようですので、事務局案でお願いしたいと思います。お世話をおかけしますが、よろしくお願ひします。

続きまして、議事（2）の「平成23年度事業実績について」事務局から報告をお願いします。

千原主査； 農作物共済の担当の千原です。よろしくお願ひします。それでは、農作物共済の加入要件について説明します。

津市農業共済条例の規定により、加入要件が定められております。水稻及び麦の耕作面積の合計が10a以上の農家が加入対象となります。10a未満の農業者は加入対象となりません。また、水稻30a以上、麦10a以上の農業者は当然加入となります。それ以外の農業者につきましては、任意加入となり、加入していただくかどうか選んでいただけます。

次に、水稻共済の平成23年産の実績につきましてご説明申し上げます。こちらの表をご覧くださいますと、加入戸数が4,639戸、引受面積が381.862.5a、共済金額が2,542,452,375円でうち農家の方の負担していただきました掛金が11,905,412円で、お支払した共済金は17,568,825円です。こちらの額は平成22年産の約2倍です。被害率は0.7%となっております。

被害概況につきまして説明します。4月の本田移植後、5月上

旬まで平年に比べて気温は低めで、5月中旬は高温、下旬に梅雨入りの影響で低温となり、気温が安定しない状況であったため、穂数はやや少なめとなりました。

出穂時期の7月中旬に発生した台風6号の強風により、河芸、津北部、安濃地域を中心に広範囲で「穂ずれ」が発生し、収量への影響が見られました。

収穫作業は8月中旬から始まりましたが、台風が相次いで上陸し、9月の台風12号及び15号の影響で「コシヒカリ」等の品種が暴風雨による倒伏、さらには、土砂災害が発生し被害をもたらしました。

本年産の被害の原因としては、広域的に風水害による「穂ずれ」「倒伏」の他、中山間部のほ場においては「猪、鹿、猿」による獣害が多発しており、「イモチ」等の病害の発生も多く見られました。

特に収穫皆無耕地が約1.8haにのぼり、美杉地域では土砂災害による流出、埋没による被害があり、移植不能耕地については、津南部地区でジャンボタニシの虫害による被害が約1.7ha発生しました。

なお、東海農政局が平成23年12月7日に公表した本市管内の平均収量は、10a当たり486kgで、作況指数は97となりやや不良とされました。また、単位当たり共済金額は主食用水稻で1kg当たり200円、米粉用米は25円です。

以上で平成23年産水稻について説明を終わりますが、今年産につきまして評価会委員の皆様、地域の評価員、連絡員の皆様の変わらぬ御協力をよろしくお願いいたします。

谷口主査； 農作物共済の麦担当をしております、谷口です。よろしくお願いいたします。平成23年産麦について御説明させていただきます。資料1の2ページになりますので御覧ください。

麦につきましては、水稻と同じ耕地一筆ごとに評価をします一筆方式と、出荷量をもとに減収量に対する評価とします災害収入共済方式があります。

麦作付地域（引受地域）につきましては、津・芸濃・安濃・美里・白山・一志・久居の7地域であります。この7地域の引

受、被害を総括した結果が、このページの上段にあります表で  
ございます。表の上段左から、項目として、引受方式、加入戸  
数、引受収量、共済金額、農家負担共済掛金となります。下段  
には被害関係として、方式、被害戸数、3割以上被害面積、共  
済減収量、支払教唆金額、被害率というように記載してありま  
す。中段にあります、平成24年産ですが、引受段階までの内  
容となっています。被害状況につきましては、今後の損害評価  
によるところであります。諮問を通して御報告させていただきます。

被害概況としましては、11月上旬から播種作業が始まり、  
12月下旬には管内全域で播種作業はほぼ終了しました。生育  
状況は、天候に恵まれたこともあり順調に進み、4月、5月の  
高温多照を受け、生産量、作柄とも良好であり平年以上の作柄  
見込みでしたが、収穫を目前に台風2号による強風と大雨、そ  
の後の長引く梅雨前線の停滞による降雨により、収穫作業への  
影響、赤カビ・穂発芽の発生、出荷施設への搬入ができないな  
ど、収穫量及び品質低下に大きな影響を及ぼす結果となり、津  
市管内だけでなく県下全域で平年作を大きく下回る不作の年と  
なりました。

被害の主な原因は、一筆方式、災害収入共済方式とも、長雨  
等による風水害、土壌湿潤害で、中山間地域においては獣害  
(鹿・猪・猿)も発生しました。

続きまして、畑作物共済(大豆)について、平成23年産の  
状況を御説明させていただきます。資料の3ページを御覧くだ  
さい。大豆作付地域につきましては、津・芸濃・安濃・美里・  
白山・一志の6地域の引受けがあります。被害を総括したのが  
この表になります。麦と同じ形式で、表の上段左から、引受方  
式、加入戸数、引受収量、共済金額、農家負担共済掛金とな  
ります。一筆方式についての共済金が昨年度の損害評価会にて答  
申をいただいたところですが、出荷量をもとに減収量に対する  
評価の全相殺方式については、前回の損害評価会にて答申をい  
ただいたもの、国からの認定が未定であったことから、見込み  
とさせていただきます。

被害状況につきましては、播種作業は7月上旬から8月中旬まで行われましたが、7月に発生した台風6号の影響で、播種の進捗は停滞したものの、8月上旬までには9割以上の耕地で完了しました。収穫作業は11月上旬から12月下旬にかけて行われ、天候にも恵まれほぼ年内に収穫されました。

本年産の被害原因としては、台風によるところが大きく、7月に発生した台風6号の影響で一部の耕地が発芽不能や土壌湿潤害などが見られ、9月の台風12号及び台風15号の影響では、倒伏や冠水などにより汚損粒が目立つなど、収量・品質共に悪く減収となりました。中山間部においては鹿の食害が発生しました。麦に続いて津市管内だけでなく、県下全域で平年作を大きく下回る不作の年となりました。

支払共済金をみていただきますと、大豆は約5千7百万円、麦は約4千7百万円、水稻は約1千7百万円と、引受戸数とは反比例の状態となっています。加入戸数が多ければ、共済金が高額という状態ではありません。

作物は気象状況により多大な影響を受けやすいものです。本年は、昨年のような状況下にならないことを願っているところです。以上が、平成23年産の麦、大豆の御説明となります。

中瀬主査；

4ページをご覧いただきたいと思います。3、家畜共済の引受け実績及び事故実績でございます。

平成23年度における引受家畜は乳用牛と肉用牛でありました。家畜共済への加入の状況は、市内10地域のうち津地域、久居地域、一志地域美杉地域の4地区で計15件の引受があり、引受頭数は乳用牛812頭、肉用牛1,139頭であり、合計1,951頭となりました。

また、家畜については包括共済で、全頭加入が原則となっており、家畜1頭ごとの共済価額（家畜の評価額）の合計額は918,087,000円となり、加入農家は、この共済価額の一定の範囲内（3割から8割の間）で補償割合を選択していただきます。その補償割合を乗じて得られた共済金額（補償額）は乳用牛117,937,000円、肉用牛350,622,100円となりました。農家負担共済掛金額は、乳用牛13,



608, 373円、肉用牛698, 079円でありました。

つぎに被害関係であります。死傷事故は乳用牛では夏季の高温による熱射病が原因の事故もみられ、乳用牛49頭発生し、支払共済金は7, 261, 482円、肉用牛が3頭発生し149, 571円でありました。病傷事故では、乳用牛では泌乳器系の病気が多く、886件発生し支払共済金は14, 873, 100円、肉用牛では消化器系など31件発生し370, 550円の支払共済金でありました。

以上で家畜共済の説明を終わらせていただきます。

赤羽副主幹； 平成23年度園芸施設共済の実績について説明いたします。

園芸施設共済は、農作物を栽培するための、ガラス室や、プラスチックハウス、雨よけハウスなどのハウス本体を加入の対象とするほか、暖房機・換気扇など、ハウスに附帯する施設、ハウスの中で栽培されている野菜、花きなどの作物や、被害時に壊れたハウス等を撤去する費用もオプションとして加入の対象となります。プラスチックハウスで2a以上、ガラス室は、1a以上経営していることが条件となります。

平成23年度中の引受戸数は、79戸・171棟で、加入されている農家さんが負担される共済掛金額は、合計で1, 039, 049円でございます。平成23年度中の被害については、13戸・14棟で、被害額は3, 440, 924円、お支払いしました共済金額は、合計で2, 751, 590円でございます。

被害の概況につきましては、台風などによる被覆物の破損及び内作への水害や、火災による事故がありました。以上で、平成23年度園芸施設共済の実績について説明を終わらせていただきます。

倉田会長； 平成23年度事業実績については、ただいまの事務局報告のとおりでございます。何か御質問などがございましたらどうぞ。

御質問がないようですので、平成23年度事業実績については、事務局報告のとおりの内容で御理解いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

続きまして、議事（３）の平成２４年度事業予定量について、事務局から説明をお願いします。

赤羽副主幹； はい。平成２４年度事業予定量につきまして御説明いたします。この事業別の予定量につきましては、平成２３年度引受状況等を勘案いたしました上、積算したものです。農作物、畑作物共済におきましては、昨年度並みの引受件数を見込んでおりますが、麦と大豆については、農業者戸別所得補償制度により収量１kg当たりの共済金額が増額したことによって、保険金額の増額を見込んでおります。家畜共済におきましては、肉用牛の引受頭数の若干の増加を見込んでおります。園芸施設共済におきましては、高齢化による経営規模縮小などによる引受戸数減に対し、大農家のハウス増設などにより、引受棟数はほぼ昨年並みと見込んでおります。

その他、損害防止事業といたしまして、今年度も引き続き水稻地域特定病害虫共同防除事業、家畜特定損害防止事業、獣害対策事業としての狩猟免許取得支援事業、害獣捕獲用檻設置補助事業を行います。以上、簡単ですが、平成２４年度事業予定量の説明を終わらせていただきます。

倉田会長； 平成２４年度事業予定量については、ただいま事務局からの説明のとおりでございます。何か御質問などございませんか。

御質問がないようですので、平成２４年度事業予定量についても、事務局説明のとおりの内容で、御理解いただきたいと思います。

続きまして、議事（４）平成２３年産麦損害評価の実施及び現地確認について、事務局から説明をお願いします。

谷口主査； 平成２４年産麦損害評価の実施及び現地確認について御説明させていただきます。

その前に、管内の概況としましては、播種期において、周期的な降雨、低温などにより思わしくありませんでしたが、５月に入り、遅れ気味であった生育が例年並みに追いついてきたかと思われま。

被害状況としましては、転作等の関係において、麦作付けに

適していない耕地への無理な作付け、獣害対策として電気柵・檻わな等の対応をしていただいている中で、回避できない状況下での被害などもあるかと思いますが、共済としても政策的な状況を加味しながら、協力していきたいと思っておりますので、御了承いただきますようお願いいたします。現時点で報告していただいております被害状況ですが、平地、山間部問わず、土壌湿潤害が主で、山間部においては、獣害（鹿）が発生しています。

それでは、損害評価の説明に移らせていただきます。お配りさせていただきました、「農業共済のあらましと損害評価」の冊子から説明させていただきます。損害評価に長く携わっていただいている委員さんも多くみえ、既に御存知のこととは思いますが、新任の委員さんもみえますので、重要と思われるポイントを御説明させていただきたいと思っております。

冊子の29ページを御覧ください。損害評価のあらましと手順、と表題がなっています。このページには、損害評価とは何か、意義とは何かが記載されています。損害評価は、共済金の算定の基礎となることから、被害の実態に合った公正な評価が求められ、過大な評価は、地域間、農家間の共済金、または今後の共済掛金に大きく影響することとなりますので、損害評価は大変重要な業務といえます。

30ページの「損害評価会委員及び損害評価員の役割」を御覧ください。こちらは、役員の役割について記載しています。この部分については、後程お読みいただきたいと思います。

31ページの「損害評価の方法」を御覧ください。こちらは、水稻、麦共通であります、一筆方式を例に、評価の方法が記載してあります。(1)の全筆調査ですが、先に損害評価員さんが一筆方式加入農家から提出された野帳に基づいて評価していただくのをいいます。検見ともいいます。被害耕地ごとの10a（1反）当たりの収穫量を見積もって、野帳に記載していただきます。次に(2)の抜取調査ですが、全筆調査の中から、その調査が公平に行われたかどうかを審査するため、1評価地区ごとに10筆以上を事務局において抽出して、損害評価

会委員である皆様に、検見による調査を行っていただくのが、「抜取調査」です。この調査と合わせて、共済が実施する実測調査、坪刈りともいいますが、この結果をもとに、評価高が作成されます。次に（３）の分割評価ですが、これは、耕地の排水・施肥・除草等の肥培管理がなされていないことによる減収量は個人管理責任であり、共済事故による共済減収量として取り扱わない、共済金支払いの対象外という評価で、一般的な被害と個人責任による被害とを区分して評価するものです。次の32ページには、分割評価の基準となる内容が記載されています。このページ以降は後程お読みください。現地評価の留意事項、評価方法が記載されています。冊子についての説明はここまでになります。

次に資料2「麦の現地評価資料」を御覧ください。この資料は、評価会委員が抜取調査した後、共済が調査をします「実測調査」の方法を記載しています。

これから被害耕地、圃場へ行っていただくわけですが、実際どのような地点で調査するのか見ていただきます。今回はこの2ページをもとに現地の準備をしています。あと、今から行っていただきます耕地、圃場ですが、こちらでは、「目慣らし」評価においての目を統一する作業を実施します。

現地に集合していただきましたら、一筆ごとに投票用紙を配布させていただきますので、その場で10a当たりの予想収量を10kg単位で記載いただきたいと思います。

場所につきましては、7ページ、8ページを御覧ください。

この福祉センターから出発し、グリーンロードを久居方面に向かっていただく途中にあります、稲葉町地内に用意させていただきました。現地までは職員が先導させていただきます。

順路としましては、番号①から順となります。③の地点には職員がいますので、案内に従って耕地まで行ってください。移動につきましては申し訳ございませんが、委員様の各自の車でお願ひしたいと思ひます。また、現地までは地域の委員様にて乗り合わせにてお願いいたします。駐車場所につきましては農道になります。なお、耕地は稲葉特別支援学校の付近となります

ので、移動時には学校児童に注意していただきますようお願いいたします。

目慣らし終了後、再度この会場に戻っていただきまして結果を発表させていただきたいと思っております。

倉田会長； 平成24年産麦損害評価及び現地確認について、事務局の説明のとおりですが、何か御質問はございませんか。

御質問がないようですので、平成24年産麦の損害評価につきまして、委員の皆様、大変お忙しいところと存じますが、御協力いただきますようお願い申し上げます。早速ではございますが、それでは、ただ今から現地における評価の目慣らしを行うため、作付耕地へ移動していただきますのでお願いします。

—現地目慣らし—

谷口主査； 皆様、どうもお疲れ様でした。ただいま検見調査をしていただきました結果を申し上げます。その前に、目慣らし耕地の御協力をいただきました、稲里営農組合関係者の久世義光委員様にこの場をお借りいたしまして、御礼の言葉とさせていただきます。どうも、ありがとうございます。

それでは、投票総数39枚、合計単収は1,170kgで平均単収は30kgとなりました。最も平均に近い数値の算出として、最大・最小値を除いた結果、平均単収は32kgとなりました。10kg表記として四捨五入しますと30kgとなります。本来なら、実測した数値を申し上げます、目慣らし数値と比較したいところではありますが、未成熟であるため、後日、実測し、御報告申し上げます。

また、毎年目慣らし結果を御報告させていただいておりますが、評価会委員の皆様の結果と、実測結果はほぼ近い数値となっています。今回の目慣らし結果を参考にいただき、地域での「抜取調査」をお願いいたします。目慣らしの結果は以上とさせていただきます。

資料2の9ページを御覧ください。平成24年産麦損害

評価日程表でございます。本年度は、5月21日の久居地域を皮切りに6月6日までのおよそ3週間にわたりまして実施を予定しているところでございます。各地域、地区の実施日程につきましては、日程表をご欄いただきたいと思います。

本年産においては、津、白山、一志、安濃、美里の5地域にて抜取調査があります。津地域での抜取調査については、安東、旧津、神戸、櫛形、片田地区の評価会委員様の御出席のみとなります。一身田地区の倉田会長様につきましては、地元地区を優先していただき、同日に開催します、一身田の損害評価に御主席をお願いいたします。

今回より、片田地区の麦作付耕地については、片田地区での評価をさせていただくことになりました。評価支援という形で、御協力をいただきます。先般、抜取調査対象の地域となります評価会委員様には通知をさせていただきましたが、今一度御確認いただきますようお願いいたします。以上で、説明を終わらせていただきます。

倉田会長； 事務局より報告のありましたとおり、本日、皆様で評価していただいた10 a 当たり見込み収穫量の平均値を今後の評価の参考基準としていただこうとするところでございます。今後、各地域において現地評価をお願いするわけですが、本日の目慣らしによって評価いただいた単収を参考として念頭においていただき、公平で適正な評価をお願い致します。

それでは事項書3の「その他」に移ります。事務局より報告等があればお願いします。

千原主査； 8月の中旬から水稻の損害評価が始まりますので、暑い時期で申し訳ありませんが、その節には皆様御協力方よろしくをお願いいたします。

なお、現在、水稻の異動申告票を取りまとめており、結果がまとまりましたら納入通知書を、共済連絡員を通じて配布させていただきます。又、口座振替の方は6月20日で引落としをさせていただきますが、現金の方は農協か百五銀行にて納付いただきますよう、地域の方から問い合わせ

せ等がございましたらお伝え下さい。

- 倉田会長； 委員の皆様、御意見、御質問がございましたらどうぞ。  
他に何も無いようですので、これをもちまして平成24年度第1回損害評価会を終了致します。長時間の御協議、ありがとうございました。
- 事務局； 損害評価会委員の皆様、本日はどうもありがとうございました。どうぞお気をつけてお帰りください。